

中間指針第五次追補に関するQ & A集 目次

【1. 総論】

- 問1. 第五次追補の位置付けと内容如何。
- 問2. 中間指針及び各追補は、引き続き効力を有するのか。
- 問3. 後続訴訟の判決を踏まえ、今後、新たな追補を策定する予定はあるのか。

【2. 支払手続等】

- 問4. 第五次追補で示された慰謝料の支払を受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。
- 問5. 既に確定した判決により、追加の賠償金を受け取っているが、第五次追補で示された賠償額を受け取れるのか。
- 問6. 直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けているが、第五次追補で示された賠償額を受け取れるのか。これまで中間指針で示された目安を上回った額を受け取っていた場合、その賠償額は控除されるのか。
- 問7. 既に確定した判決や直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けている額が、第五次追補で示された賠償額より高額の場合、賠償金を返還する必要があるのか。

【3. 過酷避難状況による精神的損害】

- 問8. なぜ本件事故発生時に避難区域に居り、避難及び同区域外滞在を余儀なくされた者のみが対象なのか。
- 問9. 過酷避難状況による精神的損害について、本件事故発生当初から相当期間にわたって生じていたものとしているのはなぜか。
- 問10. 福島第一原子力発電所から3km圏内の住民は当初の一時立入りの対象外とされているなど、それ以外の住民と比較してより厳しい状況に置かれていたため、より追加的な賠償を行うべきではないか。

【4. 生活基盤喪失・変容による精神的損害】

- 問11. 生活基盤喪失・変容による精神的損害の考え方如何。(過酷避難状況による精神的損害と異なり、独立の損害項目となっているが、どのように考えられたのか。)
- 問12. 生活基盤変容による精神的損害について、緊急時避難準備区域は認められるにもかかわらず、特定避難勧奨地点が認められないのはなぜか。
- 問13. 帰還困難区域の住民は、第四次追補で実質的に700万円が一括賠償されており、今回の第五次追補において特段の見直しはされていないが、同区域に対する追加の賠償はないのか。
- 問14. 生活基盤喪失による精神的損害の賠償額について、第四次追補では1,000万円とされていた一方で、第五次追補で実質的に700万円としているが、どのような関係になっているのか。
- 問15. 帰還困難区域について、日常生活阻害慰謝料の対象期間が平成29年6月から10か月延長されて平成30年3月までとなるが、平成29年6月までの間に被害者が死亡した場合、増額分の請求権はどうなるのか。
- 問16. 居住制限区域・避難指示解除準備区域について、被害者が既に死亡している場合、第5次追補で新設された生活基盤変容による精神的損害の請求権はどうなるのか。

【5. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害】

- 問17. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害を賠償対象としたのはなぜか。
- 問18. 避難指示区域から避難した先が計画的避難区域であった場合、賠償の対象となるか。
- 問19. 計画的避難区域が設定される前に自主的に避難した場合、賠償の対象となるか。
- 問20. 計画的避難区域等に滞在した期間が長いほど不安が大きいと考えられるが、なぜ事故後すぐに避難した人と避難開始までに時間がかかった人の慰謝料が同額なのか。滞在期間に応じて月額で慰謝料を算定すべきではないか。
- 問21. 計画的避難区域は、その後の放射線量(年間積算線量)によって、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に見直されたにもかかわらず、賠償額に差を設けずに同じ取扱いとしているのはなぜか。

【6. 精神的損害の増額事由】

問22. 増額事由にあてはまることをどのように証明すればよいのか。

問23. 要介護状態について、要介護度が高いほど日常生活への支障は大きくなり、精神的苦痛は大きくなるにもかかわらず、増額の金額の目安額が同一となるのはなぜか。

問24. 要介護認定又は身体障害等級認定若しくは精神障害等級認定について、「その他の資料により同等の状態にあることが確認できる場合」とは、どのような資料が考えられるのか

問25. 増額の金額の目安額が示されていない増額事由について「個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ」とされているが、この場合、ADRセンターに和解仲介手続の申立てをしないといけないのか。

問26. 「重度又は中等度の持病」とは具体的にどのようなものが該当するのか。

問27. 「避難所の移動回数が多かったこと」とは具体的に何回以上であれば該当するのか。

問28. 「避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」とは具体的にどのようなものが該当するのか。

問29. 「個別具体的な事情に基づいて」「個別具体的事情を踏まえて」などと記載があるが、この場合、ADRセンターに和解仲介手続の申立てをしないといけないのか。

問30. 「ADRセンターにおける賠償実務を参照」とあるが、何を参照すればよいのか。

問31. 直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって既に追加の賠償を受けているが、今回の増額分から控除されるのか。

問32. 「自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべき」とあるが、どういうことか。滞在者は対象とはならないのか。

【 7. 自主的避難等による精神的損害】

問 3 3. 子供及び妊婦以外の者について、第一次追補で示された目安額（本件事故発生当初の時期の損害として一人 8 万円）の賠償を既に受け取っているが、既に受け取った 8 万円が引かれた額が賠償されるのか。他にも控除されるものはあるか。

問 3 4. なぜ、子供及び妊婦以外の者の賠償の対象となる期間を平成 2 3 年 1 2 月末までとしたのか。

問 3 5. 子供及び妊婦とそれ以外の対象者で、平成 2 3 年 1 2 月末までの損害として、異なる損害額が算定されているのはなぜか。

問 3 6. なぜ自主的避難等対象区域外について類型的な取扱いを示さないのか。

問 3 7. 政府の避難指示等を受けて自主的避難等対象区域に避難した者は、どのような場合に追加の賠償を受けられるのか。例えば、避難指示等を受けて、1 週間程度自主的避難等対象区域内に滞在した場合に、追加の賠償金の支払を受けることができるのか。

注) 本 Q & A 集は、原子力損害賠償紛争審査会における議論等を踏まえ、中間指針第五次追補についての理解の一助となるよう、同審査会事務局において作成したものである。

【 1. 総論】

問 1. 第五次追補の位置付けと内容如何。

(答)

1. 東京電力福島原子力発電所事故に伴う 7 つの集団訴訟に関し、令和 4 年 3 月に、東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会は、専門委員による各高裁判決の詳細な調査・分析を踏まえ、中間指針第五次追補を策定し、これまでに示された指針に加えて、次のような損害の範囲等を示しました。

- ① 過酷避難状況による精神的損害
- ② 生活基盤の喪失・変容による精神的損害
- ③ 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害
- ④ 自主的避難等に係る損害 等

2. なお、指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、指針で示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となります。

問2. 中間指針及び各追補は、引き続き効力を有するのか。

(答)

1. 中間指針第五次追補は、これまでの中間指針及び各追補の内容を前提として策定されたものであり、それらについては、引き続き効力を有することになります。

2. ただし、第五次追補において改訂することとなった、
 - ・ 第一次追補第2、第二次追補第3（自主的避難等による損害）
 - ・ 第四次追補第2の1（避難指示の長期化等に係る避難費用及び精神的損害）については、第五次追補の記載に置き換わることとなります。

問3. 後続訴訟の判決を踏まえ、今後、新たな追補を策定する予定はあるのか。

(答)

1. 専門委員による判決等の調査・分析において、後続訴訟について可能な範囲で分析した限りでは、第五次追補で示した「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」を除き、新たな追補策定につながるような留意点は認められていません。
2. このため、現時点で新たな追補を策定する予定はありませんが、後続訴訟の動向等を踏まえ、審査会が必要と判断した場合は、必要な検討が行われることとなります。

【2. 支払手続等】

問4. 第五次追補で示された慰謝料の支払を受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。

(答)

1. 中間指針第五次追補の決定を受けて、東京電力は、賠償金支払体制の整備を含めて対応することになると認識しています。詳細については、今後、東京電力から発表される内容をご確認ください。

2. 賠償金の支払に関するお問い合わせについては、東京電力福島原子力補償相談室^{※1}までご連絡ください。

※1 東京電力福島原子力補償相談室

電話 0120-926-404

受付時間 9:00～19:00 (月～金)

9:00～17:00 (土・日・休祝日)

3. なお、賠償全般についてのご相談は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構^{※2}においても受け付けています。

※2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)

電話 0120-013-814

受付時間 10:00～17:00

(月～土、祝休日を除く)

問5. 既に確定した判決により、追加の賠償金を受け取っているが、第五次追補で示された賠償額を受け取れるのか。

(答)

確定した判決の内容によって対応が変わることから、一概にお答えすることは困難です。具体的な対応については、東京電力において適切に検討がなされるものと考えます。

<参考1> 中間指針第五次追補 第1の2 (抜粋)

本件事故から既に十年以上が経過した中、本指針による遡及的な賠償は一刻を争うというべきものであり、東京電力株式会社においては、専門委員の最終報告における既に確定した判決や和解済み案件等に係る留意点も踏まえ、迅速に対応することが重要である。

<参考2> 「判決等の調査・分析について 最終報告」(抜粋)

○既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点

- 確定判決の場合、見直し後の中間指針の目安額と確定判決の認容額との差額を請求することはできない(同請求を根拠づける主張は既判力(民事訴訟法により、訴訟当事者は判決内容に拘束されること)により遮断される。)可能性が高いと考えられる。
- 東京電力による任意弁済の可否・当否等については、個別の事案について最終的には裁判所が判断する性質のものであるが、一般論としては、既判力については、訴訟法説(紛争解決基準の安定等のために認められた後訴裁判所に対する前訴判決の訴訟法上の拘束力とするもの)により、実体法上の権利関係が変更するものではないとする考え方が通説であり、差額を任意弁済することが非債弁済とみなされる可能性は低いのではないかと、また、当該弁済が非債弁済に当たらないという前提のもとでは、会社法第423条第1項に基づく取締役の任務懈怠責任を問われる可能性は低いものと考えられる。
- 東京電力への直接請求やADRセンターで既に和解している事案のうち、清算条項が付された事案は限定的であり、差額請求ができなくなるという事態は生じないと考えられる。

問6. 直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けているが、第五次追補で示された賠償額を受け取れるのか。これまで中間指針で示された目安を上回った額を受け取っていた場合、その賠償額は控除されるのか。

(答)

1. 東京電力への直接請求手続やADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けている場合であっても、新たに類型化された損害などについては、中間指針第五次追補で示された賠償額を受け取ることができます。
2. なお、これまでの中間指針及び各追補で示された目安を上回る賠償の支払を受けている場合、当該賠償の対象とされた損害と第五次追補において示された賠償の対象となる損害が重なる分は、控除されることとなります。

問7. 既に確定した判決や直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けている額が、第五次追補で示された賠償額より高額の場合、賠償金を返還する必要があるのか。

(答)

中間指針第五次追補で示された損害額の目安より高額の賠償の支払を受けていたとしても、賠償金の返還の必要はありません。

【3. 過酷避難状況による精神的損害】

問8. なぜ本件事故発生時に避難区域に居り、避難及び同区域外滞在を余儀なくされた者のみが対象なのか。

(答)

1. 「過酷避難状況による精神的損害」は、本件事故直後に避難指示を受け、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な避難を強いられたことによる精神的苦痛を賠償の対象としています。
2. 本件事故発生時に避難区域に居た方は、即時の避難を強制され、典型的に過酷避難状況にあったと認められます。
3. 一方で、計画的避難区域など本件事故直後に避難指示が出されていない地域に居た方や、避難区域に住居があるものの、本件事故発生時に避難区域外に居た方は、典型的に過酷避難状況にあったとまでは認められないとの考えによるものです。

問9. 過酷避難状況による精神的損害について、本件事故発生当初から相当期間にわたって生じていたものとしているのはなぜか。

(答)

1. 過酷避難状況が存続した期間は、一時立入りができるまでの期間に幅があるなど、避難者によって多岐にわたることから、一律の具体的な期間を定めることは困難です。
2. もっとも、少なくとも本件事故発生当初の時期である第1期（本件事故発生から6ヶ月間）の相当期間にわたって精神的苦痛が生じたという点については、避難者に共通すると考えられます。
3. そこで、中間指針第五次追補においては、第1期において「相当期間にわたって生じた損害」として、具体的な期間を定めずに、その損害額の目安を定めています。

問10. 福島第一原子力発電所から3km圏内の住民は当初の一時立入りの対象外とされているなど、それ以外の住民と比較してより厳しい状況に置かれていたため、より追加的な賠償を行うべきではないか。

(答)

1. 年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難者が被った過酷避難状況による精神的苦痛の程度は、避難者によって多様であり、一時立入りができるようになるまでの期間の長短のみによって、類型的に異なるとまではいえないと考えられます。
2. もっとも、中間指針第五次追補においては、避難状況等の個別具体的な事情に応じて、目安を上回る金額が認められ得るとされており、一時立入りが制限されていたことなどを考慮して、目安を上回る金額が認められる場合もあり得ます。

【4. 生活基盤喪失・変容による精神的損害】

問 1 1. 生活基盤喪失・変容による精神的損害の考え方如何。(過酷避難状況による精神的損害と異なり、独立の損害項目となっているが、どのように考えられたのか。)

(答)

1. 中間指針第四次追補において、帰還困難区域等については、長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を一括して賠償する700万円が示されています。これは実質的には、生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害（生活基盤喪失による精神的損害）を独立の損害項目として、日常生活阻害慰謝料とは別に賠償しているものといえます。
2. この生活基盤喪失による精神的損害と、中間指針第五次追補で新たに示した生活基盤変容による精神的損害は、生活基盤が毀損されたことによって生じるという点で、侵害の程度に差はあるものの、共通しているものといえることから、生活基盤変容による精神的損害についても同様に、独立の損害項目としているものです。

問 1 2. 生活基盤変容による精神的損害について、緊急時避難準備区域は認められるにもかかわらず、特定避難勧奨地点が認められないのはなぜか。

(答)

1. 緊急時避難準備区域は、避難を強制された避難指示区域とは異なり、一定の地域社会が残っていたと考えられる一方で、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかつたという事実があり、生活基盤が一定程度毀損されたものとみなすことができます。
2. 一方で、特定避難勧奨地点においては、地域的な広がりがなく、生活基盤変容が類型的に認められないと考えられます。

問 1 3. 帰還困難区域の住民は、第四次追補で実質的に 7 0 0 万円が一括賠償されており、今回の第五次追補において特段の見直しはされていないが、同区域に対する追加の賠償はないのか。

(答)

1. 帰還困難区域等について、長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等を一括して賠償する 7 0 0 万円が既に支払われており、これは実質的には、生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害（生活基盤喪失による精神的損害）と同義であることから、中間指針第五次追補による特段の変更はありません。
2. 一方で、日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間の目安について、これまでは 7 5 ヶ月分であったところ、第五次追補においては 8 5 ヶ月分としており、延長された 1 0 ヶ月分に相当する 1 0 0 万円の追加賠償が認められることとなります。

問 1 4. 生活基盤喪失による精神的損害の賠償額について、第四次追補では1, 000万円とされていた一方で、第五次追補で実質的に700万円としているが、どのような関係になっているのか。

(答)

1. 中間指針第四次追補では1, 000万円とされていましたが、これには第二次追補において支払われている5年分の日常生活阻害慰謝料（一括して600万円）の一部、具体的には平成26年3月以降に相当する部分が包含されると考えられます。
2. そこで、第四次追補においては、平成26年3月以降に相当する部分の金額を300万円として、上記の1, 000万円から300万円を控除した700万円が、実際に賠償すべき精神的損害の損害額の目安として示されています。
3. 第五次追補においては、第四次追補の実質的な損害額の目安である700万円が、生活基盤喪失による精神的損害の賠償に相当する分として捉え直したものであり、実質的な変更を伴うものではありません。

問15. 帰還困難区域について、日常生活阻害慰謝料の対象期間が平成29年6月から10か月延長されて平成30年3月までとなるが、平成29年6月までの間に被害者が死亡した場合、増額分の請求権はどうなるのか。

(答)

1. 日常生活阻害慰謝料は、避難生活に伴い生じる精神的苦痛に対する慰謝料であるため、死亡した後の損害賠償請求権は発生せず、遺族には相続されないと考えられます。
2. なお、生活基盤喪失による精神的損害については、少なくとも避難区域の見直しにより帰還困難区域が設定された時点においては損害賠償請求ができると考えられ、その後に被害者が死亡した場合、損害賠償請求権は遺族に相続されると考えられます。
3. 上記以外の場合においては、個別具体的事情に応じて賠償の対象となり得るため、ADRセンターへ和解仲介手続を申立ていただくこともご検討ください。

問 16. 居住制限区域・避難指示解除準備区域について、被害者が既に死亡している場合、第5次追補で新設された生活基盤変容による精神的損害の請求権はどうなるのか。

(答)

1. 生活基盤変容による精神的損害については、少なくとも避難区域の見直しにより居住制限区域または避難指示解除準備区域が設定された時点においては生活基盤変容による精神的損害の全額の損害賠償請求ができると考えられ、その後に被害者が死亡した場合、損害賠償請求権は遺族に相続されると考えられます。
2. 上記以外の場合においては、個別具体的事情に応じて賠償の対象となり得るため、ADRセンターへ和解仲介手続を申立ていただくこともご検討ください。

【5. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害】

問17. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害を賠償対象としたのはなぜか。

(答)

1. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害は、専門委員による調査・分析において、「避難を余儀なくされたことによる精神的損害」や、係属中の後続訴訟、ADRセンターの和解仲介事例の分析から見出されたものです。
2. これまでの指針では、自主的避難等対象区域において、放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難を行った場合や、放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら同区域内に滞在を続けた場合に生じた、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたことによる精神的苦痛等について賠償を認めていましたが、今回の中間指針第五次追補では、それを上回る損害として、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害を新たに賠償の対象としたものです。

問 18. 避難指示区域から避難した先が計画的避難区域であった場合、賠償の対象となるか。

(答)

個別具体的な事情に基づき、避難の過程で計画的避難区域に一定期間滞在したと認められる場合は、賠償の対象となり得ます。

問 19. 計画的避難区域が設定される前に自主的に避難した場合、賠償の対象となるか。

(答)

1. 中間指針第五次追補においては、対象区域の居住者について、避難の実施時期を問わず同等に類型的取扱いをすることに合理性がある、とされています。
2. したがって、計画的避難区域が設定された平成23年4月22日以前に避難を開始した場合であっても、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害について、賠償の対象となります。

問20. 計画的避難区域等に滞在した期間が長いほど不安が大きいと考えられるが、なぜ事故後すぐに避難した人と避難開始までに時間がかかった人の慰謝料が同額なのか。滞在期間に応じて月額で慰謝料を算定すべきではないか。

(答)

1. 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害は、計画的避難区域等において一定期間以上滞在した者を賠償の対象とするものですが、対象地域の居住者の行動態様は様々で、避難を開始した時期や滞在期間を特定した上で、それに対応する形で賠償の態様に差を設けることは、公平性や立証負担の観点から適切ではなく、避難の実施時期を問わず同等に類型的取扱いをすることに合理性がある、とされています。
2. 実際、事故後すぐに避難した人や、避難開始まで相当の時間を要した人もいますが、避難開始の時期を問うことなく、一律に損害額の目安を示しているところです。

問 2 1. 計画的避難区域は、その後の放射線量（年間積算線量）によって、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に見直されたにもかかわらず、賠償額に差を設けずに同じ取扱いとしているのはなぜか。

（答）

1. 計画的避難区域については、平成 2 4 年 4 月以降、順次、年間積算線量に応じて、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に見直されました。
2. 計画的避難区域の住民にとって、区域が見直されるまでの間、住居の所在地の積算線量を自らが推し量る術がなかったこと等を考えると、本件事故発生から平成 2 3 年 1 2 月末までの期間において生じた不安や損害の程度は一様であったと認めることが合理的であり、見直し後の区域によらず同じ取扱いにしています。

【6. 精神的損害の増額事由】

問22. 増額事由にあてはまることをどのように証明すればよいのか。

(答)

1. 「① 要介護状態にあること」、「② 身体又は精神の障害があること」については、公的な機関から等級の認定を受けている場合であれば、そのことを証明できるもの（例：介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳など）によることができます。
2. 「⑤ 妊娠中であること」については、母子手帳などにより証明することができます。
3. また、これら公的証明を受けていない場合であっても、直接請求手続においては、当時の生活の状況など、個別具体的な事情を客観的な資料に基づき明らかにすることで、増額事由に該当することを証明することができますし、ADRセンターにおける和解仲介手続であれば、例えば、介護が必要であった具体的な状況を陳述書などにより説明することで、増額事由の認定がされる場合もあります。
4. 「③ ①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと」、「④ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」については、要介護状態等にある者や乳幼児と同居していたことを明らかにすることで、増額事由に該当することを証明することができます。

問23. 要介護状態について、要介護度が高いほど日常生活への支障は大きくなり、精神的苦痛は大きくなるにもかかわらず、増額の金額の目安額が同一となるのはなぜか。

(答)

1. 「① 要介護状態にあること」の増額の目安は、要介護度の高低にかかわらず、同一の目安額が定められています。
2. これは、要介護状態にある者について、要介護の程度にかかわらず、共通して認められる日常生活における支障に着目して、増額の目安を定めたものです。
3. この点について、個別具体的な事情によっては、上記目安が前提としている日常生活の支障を超える場合があり、その場合はそれを超える部分の精神的損害も賠償の対象になります。

問 2 4 . 要介護認定又は身体障害等級認定若しくは精神障害等級認定について、「その他の資料により同等の状態にあることが確認できる場合」とは、どのような資料が考えられるのか

(答)

1. 要介護の状態や身体や精神の機能に障害を生じている状態の原因が、疾患や事故であるような場合は、それについての診断書や証明書などが考えられます。
2. また、そのような書類によることが困難な場合でも、ADRセンターの和解仲介手続であれば、当時の生活の状況など、具体的な事情を陳述書などにより説明することも考えられます。

問25. 増額の金額の目安額が示されていない増額事由について「個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ」とされているが、この場合、ADRセンターに和解仲介手続の申立てをしないとイケないのか。

(答)

1. 今回の中間指針第五次追補の策定を受けて、東京電力においては、直接請求手続で対応できるものについては賠償をすることが期待されるところです。
2. 目安額が示されていない増額事由であっても、東京電力がプレスリリースなどで、増額するための条件や必要書類などを明らかにした上で、賠償を行うことがありますので、まず、その点を確認してください。
3. 東京電力が賠償を行っていない事項について賠償を受けるためには、ADRセンターへの和解仲介手続の申立てなどが必要になります。

問26. 「重度又は中等度の持病」とは具体的にどのようなものが該当するのか。

(答)

1. 「⑥ 重度又は中等度の持病があること」について、該当する病名等をすべて列挙する形で説明することは困難です。
2. 中間指針第五次追補では、日常生活についてより一層の支障を来す原因となる増額事由を類型化した上で、通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きいと認められるときには、増額して賠償すべきことを定めています。
3. ADRセンターでの増額事例を参考にすると、例えば、透析治療を要する慢性腎不全、合併症を伴う糖尿病、がん、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患、関節リウマチ、脊柱管狭窄症、両側の膝関節に著しい変形を伴う変形性関節症、認知症などの疾病に罹患しているために日常生活についてより一層の支障を来し、通常の避難者に比べて精神的苦痛が大きいと認められるようなものは、増額の対象となると考えられます。
4. なお、定期的に受けていた治療が避難により妨げられた場合等についても、賠償の対象となるものと考えられます。

問 27. 「避難所の移動回数が多かったこと」とは具体的に何回以上であれば該当するのか。

(答)

1. 「⑨ 避難所の移動回数が多かったこと」が認められる場合には、日常生活の支障が特に大きいと考えられることから、今回増額事由とされたものです。
2. 避難所の移動が日常生活の支障を及ぼす程度については、移動の回数のみならず、移動の具体的な状況などが影響しますので、具体的に何回以上の移動が必要であることをあらかじめ示すことは困難です。
3. 参考までに、ADRセンターにおける和解仲介事例では、6回以上の移動で増額が認められたケースが多いです。

問28. 「避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事実と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」とは具体的にどのようなものが該当するのか。

(答)

1. 「⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事実であつて、上記の事実と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」とは、①から⑨までに掲げた以外の事実であつても、それらと同程度以上の困難さがあつたと認められる場合に増額事由となることを明示したものです。

2. ADRセンターでは、例えば、本件事故後、すぐに避難することができず自衛隊に発見・救助されるまで避難区域内に取り残された方（公表番号1613）、避難先や帰還後の環境に適応できなかつた方（公表番号1639、1658）等について増額が認められた和解仲介事例がありますが、これらに限定されるものではありません。

問29. 「個別具体的な事情に基づいて」「個別具体的な事情を踏まえて」などと記載があるが、この場合、ADRセンターに和解仲介手続の申立てをしないといけないのか。

(答)

1. 今回の中間指針第五次追補の策定を受けて、東京電力においては、直接請求手続で対応できるものについては賠償をすることが期待されるところです。
2. 中間指針において「個別具体的な事情に基づいて」などといった記載がある増額事由であっても、東京電力がプレスリリースなどで、増額するための条件や必要書類などを明らかにした上で、賠償を行うことがありますので、まず、その点を確認してください。
3. 東京電力が賠償を行っていない事項について賠償を受けるためには、ADRセンターへの和解仲介手続の申立てなどが必要になります。

問30. 「ADRセンターにおける賠償実務を参照」とあるが、何を参照すればよいのか。

(答)

1. 中間指針第五次追補には、「ADRセンターの賠償実務を踏まえ」「ADRセンターにおける賠償実務を参照」などありますが、これは、東京電力及びADRセンターが賠償を検討する際に、ADRセンターにおける和解仲介事例の蓄積を踏まえるべきことを明らかにしたものです。
2. なお、被害者の方々向けには、わかりやすく説明した和解事例を文部科学省ホームページでご覧いただけるよう準備しております。

問3 1. 直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって既に追加の賠償を受けているが、今回の増額分から控除されるのか。

(答)

1. これまでに直接請求手続やADRセンターにおける和解仲介手続において、追加の賠償を受けているとき、そこで賠償の対象とされた損害と、今回、中間指針第五次追補で示した増額分が賠償の対象とする損害が重なる場合は、前回の増額分は今回の増額分から控除されます。
2. 例えば、前回の手続で、財産（例：使えなくなった農機具など）の損害について追加の賠償がされているとき、今回の増額事由による賠償は日常生活に支障を来したことによる精神的損害を賠償するものなので、前回と今回で損害が重なる場合には当たらず、前回の増額分は控除されません。
3. これに対し、例えば、前回の手続で、ある増額事由による精神的損害について追加の賠償がされているとき、今回の手続で、前回と同じ増額事由により増額がされるのであれば前回と今回は同じ精神的損害を賠償の対象としていることになるので、損害が重なる場合に当たり、前回の増額分は控除されます。

問3 2. 「自主的避難等対象区域についての個別具体的事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべき」とあるが、どういうことか。滞在者は対象とはならないのか。

(答)

1. 中間指針第五次追補で示した増額事由は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者に生ずる日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであり、自主的避難等対象区域の方を対象とするものではありません。
2. 一方で、自主的避難等対象区域において避難を行った者についても、増額事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べても精神的苦痛が大きいと認められるような場合には、個別具体的事情を踏まえた賠償において、今回増額事由が定められた趣旨が尊重されるべきであると考えられます。
3. なお、自主的避難等対象区域からの避難は、避難に至る経緯、実際の避難の態様などにおいて様々であり個別性が非常に強く、また、自主的避難等対象区域における子供及び妊婦についてはそれ以外の者と比べて損害額の目安が高く示されているという事情もあることから、具体的な賠償に関しては、ADRセンターの和解仲介手続において、個別具体的事情を踏まえた適切な対応がされることを想定しています。
4. 自主的避難等対象区域内の滞在者についても、個別具体的事情によって、増額事由があることで日常生活の支障がより大きくなっていると認められるような場合であれば、増額が認められ得るものと思われれます。

【7. 自主的避難等による精神的損害】

問33. 子供及び妊婦以外の者について、第一次追補で示された目安額（本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円）の賠償を既に受け取っているが、既に受け取った8万円が引かれた額が賠償されるのか。他にも控除されるものはあるか。

（答）

1. 中間指針第五次追補では、策定時において、既に賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の8万円を含め、控除することができるとされています。
2. 上記に挙げられている8万円の他には、東京電力から追加的費用等^(※)に対する賠償として支払われた4万円が控除できるものとして想定されます。

（※）追加的費用等

本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者を対象として、東京電力から賠償された、以下の損害に対する賠償。

- ・自主的避難等対象区域での生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用など）
- ・前回の賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用、並びに避難及び帰宅に要した移動費用等

問 3 4. なぜ、子供及び妊婦以外の者の賠償の対象となる期間を平成 2 3 年 1 2 月末までとしたのか。

(答)

1. 中間指針第五次追補では、本件事故発生当初以降において、子供及び妊婦以外の者についても、放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって生ずる相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があるとされています。
2. その残存する後続事故に対する不安は、平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日に政府が東京電力福島第一原子力発電所の事故そのものの収束を宣言したことにより概ね解消されたと認められることから、本件事故発生から平成 2 3 年 1 2 月末までを、賠償の対象となる期間としたものです。

問35. 子供及び妊婦とそれ以外の対象者で、平成23年12月末までの損害として、異なる損害額が算定されているのはなぜか。

(答)

子供及び妊婦以外の者の損害額の目安については、自主的避難等対象区域のような比較的低線量の場合に、放射線への感受性が子供及び妊婦と同じ程度に高い可能性があるとは一般に認識されていないことを一定程度勘案し、確定判決では子供及び妊婦の場合の3分の1から2分の1程度であることも参考にして算定することとしたものです。

問36. なぜ自主的避難等対象区域外について類型的な取扱いを示さないのか。

(答)

1. 自主的避難等対象区域の設定については、専門委員による判決等の調査・分析の最終報告によれば、
 - ・ 中間指針第一次追補における、自主的避難等対象区域の設定の考え方は引き続き合理性を有する
 - ・ 一律に賠償を認めるべき対象区域に含まれず、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとされた県南地域及び宮城県丸森町については、東京電力が自主的に賠償していることを考慮すれば、区域の拡大については、慎重に対応すべきではないかとされています。
2. これを踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会において議論を行った結果、第一次追補の考え方を維持し、対象区域の拡大は行わないことを確認したものです。
3. なお、第一次追補同様、第五次追補においても、対象区域以外の地域についても、個別具体的な事情に応じて、賠償の対象と認められ得るとされています。

問37. 政府の避難指示等を受けて自主的避難等対象区域に避難した者は、どのような場合に追加の賠償を受けられるのか。例えば、避難指示等を受けて、1週間程度自主的避難等対象区域内に滞在した場合に、追加の賠償金の支払を受けることができるのか。

(答)

1. 政府の避難指示等を受けて避難した者（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点に住居があった者を除く。）についても、①中間指針第3の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び②自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、賠償の対象となります。
2. 具体的には、例えば、
 - ・上記①に該当する場合として、緊急時避難準備区域に滞在し続けた者の滞在期間の部分
 - ・上記②に該当する場合として、警戒区域から自主的避難等対象区域に避難した者の避難期間の部分が賠償の対象となります（本件事故発生当初の時期を除く。）。
3. ただし、上記②については、自主的避難等対象区域の住民の場合に準じたものとして、同区域内に一定程度の期間滞在した場合を想定しており、滞在期間によっては賠償の対象と認められないこともあります。